災害時協力井戸を募集します



災害時協力井戸とは

三木市では、地震等の災害発生により水道が 断水状態になった場合に備え、洗濯やトイレ等 に使う生活用水を無償提供していただける個人 や事業者が所有する井戸の登録を募集します。

登録を行った所有者等に対し、右の標識を交付し、設置していただきます。

※ 井戸水は、生活用水としてご利用ください。

【標識】

災

井

戸

生活用水にご利用ください。 ※弁戸水は飲まないでください。 害活協市

登録要件

- ① 市内に所在する井戸であること。
- ② 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- ③ 水質の基準を満たすものであること。
 - (※初回登録時のみ水質検査あり。検査費用は市が負担します。)
- ④ 現に井戸を使用しており、今後も引き続き使用予定であること。
- ⑤ 井戸の所在地を公表することについて同意のあること。
 - (※公表内容については、井戸の所在地を地図(WebGIS等)へ明記し、 所在地の一部(三木市末広1丁目、三木市吉川町渡瀬など)を公表し ます。)

登録の流れ

- ① 井戸の所有者等から「三木市災害時協力井戸登録申請書兼同意書」を 危機管理課へ提出する。
- ② 水質検査等の審査を行い、登録の可否を決定し、「三木市災害時協力 井戸登録可否決定通知書」により所有者等に通知し、標識を交付する。
- ③ 標識の交付を受けた所有者等は、家屋の門、扉、塀等の近隣住民が認識しやすい場所に標識を取り付ける。
- ※ ご登録いただいた井戸は、市ホームページで周知させていただきます。

【問合せ先】

三木市 総合政策部 危機管理課

〒673-0492 三木市上の丸町10-30

TEL:0794-82-2000(代表) FAX:0794-82-2278

E-mail:kikikanri@city.miki.lg.jp